

市第 100 号議案

地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例の一部改正

地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成24年12月 6 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例の一部を改正する条例

地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例（平成24年 6 月横浜市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「、指定」を「、指定（）」に改める。

第 4 条第 2 項中「横浜市市民活動推進条例（平成12年 3 月横浜市条例第26号）第13条第 1 項」を「横浜市市民協働条例（平成24年 6 月横浜市条例第34号）第17条第 1 項」に、「横浜市市民活動推進委員会」を「横浜市市民協働推進委員会」に改める。

附 則

この条例は、横浜市市民協働条例（平成24年 6 月横浜市条例第34号）の施行の日から施行する。ただし、第 2 条の改正規定は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

横浜市市民活動推進条例の全部改正に伴い、関係規定の整備を図る等のため、地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例の一部を改正する必要があるので提案する。

参 考

地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

（定義）

第 2 条 この条例において「指定特定非営利活動法人」とは、~~指定~~
~~指定~~
（特定非営利活動法人を地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人として条例で定めることをいう。以下同じ。）を受けた特定非営利活動法人をいう。

（指定のために必要な手続を行う基準等）

第 4 条 （第 1 項省略）

2 市長は、前項の規定により指定のために必要な手続を行おうとするときは、あらかじめ、当該手続を行うことについて横浜市市民協働条例（平成 24 年 6 月横浜市条例第 34 号）第 17 条第 1 項
横浜市市民活動推進条例（平成 12 年 3 月横浜市条例第 26 号）第 13 条第 1 項
に規定する横浜市市民協働推進委員会（以下「委員会」という。
横浜市市民活動推進委員会）の意見を聴くものとする。

（第 3 項省略）